

本年もご愛読ありがとうございました。
皆様よいお年をお迎えください。 いわき労働基準署

検索

いわき労働基準協会

印刷・配布・転載は自由です
リンクはPCから開けます(スマホやタブレットでは開けない場合があります)

福島県最低賃金改定 900円 ➡ 955円 (+55円)

最低賃金額未滿の賃金は違法です！助成金を活用！効力発生日 令和6年10月5日

特定最低賃金改定 福島県内で次の業種に該当する事業場で働く労働者に適用されます。

業種	最低賃金額 (時間額)	効力発生日
自動車小売業 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)	1,020円	令和6年12月29日
非鉄金属製造業	996円	令和7年1月4日
輸送用機械器具製造業	1,005円	令和6年12月21日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	955円	令和6年10月5日からは、 福島県最低賃金が適用
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。)	955円	令和6年10月5日からは、 福島県最低賃金が適用

ころばないでね！

「福島冬季転倒災害防止運動」を実施

福島労働局では、転倒災害が多発する冬季に『福島冬季転倒災害防止運動(転ばないでね！)』を展開し、12月15日から翌年2月28日までの期間、気象情報の活用によるリスク低減の実施、通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底等、冬季における転倒災害の一層の減少を図ることを目的とした対策を講じます。

詳細は[福島労働局ホームページ](#)または添付資料を参照してください。



令和6年の労働災害発生状況(11月末現在速報値)

※詳細は別掲資料参照。コロナ感染による災害件数を除きます

死亡災害2件(前年比▲2) 死傷災害307件(同▲25件7.5%)

ひとこと(ここがポイント！)

- 転倒災害が、昨年同時期より1.2%減少(81件→80件)と、昨年同時期の件数に肉薄してきており、労働災害全体の1/4以上を占め、事故の型別で最も多い

建設現場パトロールを実施

いわき労働基準監督署では、年末の災害多発期における建設業の労働災害防止を目的として、12月11日、いわき地区建設業安全衛生連絡協議会と合同で安全パトロールを実施しました。

いわき市内の工事現場を視察し、安全設備や安全活動の状況等について点検しました。



安全活動状況を点検する
監督署長